

『サポマネ※通信』では、サポマネ研修事務局からの情報発信として、バリアフリーに関する最新の動向や、研修の開催情報などを定期的にお届けします！

※「サポマネ」は、交通サポートマネージャー研修の修了者に対して認定する「交通サポートマネージャー」の略称です。

今後の開催スケジュール



交通サポートマネージャー

交通サポートマネージャー研修(2日間の研修)

今年度は残り、首都圏で2回、関西圏で2回の研修を予定しています。
今後の開催スケジュールは以下の通りです。

◆首都圏研修

	日程	会場
第2回	2025年9月3日(水)、4日(木)	東京シティアターミナル (東京都中央区日本橋箱崎町42-1)
第3回	2025年11月17日(月)、18日(火)	東京都交通局研修所 (東京都江東区東雲2-7-41)

◆関西圏研修

	日程	会場
第1回	2025年11月6日(木)、7日(金)	大阪市内(予定)
第2回	2026年2月頃(予定)	大阪市内(予定)



▲昨年の研修の様子

研修受講後のステップアップ

上級交通サポートマネージャー研修(1日の研修)

※サポマネ研修修了者対象

バリアフリー対応に関する社内教育や課題解決に効果的な「**障害当事者参加型の取組**」を推進する人材を育成することを目的とした研修です。

【日程】2025年 10月 2日(木)

【会場】日本赤十字社ビル (東京都港区芝大門1-1-3)

【定員】20名(先着順)

【研修のポイント】

✓講師のみなさんとの対話を重視した研修です。

講師と一緒に「**障害当事者参加型の取組**」を考え、**社内で推進**するためのヒントを得ることができます。

✓「**合理的配慮の提供**」に向けて、「**対話**」を通じてお客様のニーズを把握し、**適切な対応を考える**」ためのポイントを学びます。



▲昨年の研修の様子

申込受付中！

お早めにお申し込みください

バリアフリー対応に関する知識や理解をさらに深めたい方、社内教育の充実や課題解決のための実践的な取組のポイントを学びたい方などにおすすめです！奮ってご参加ください！

【障害当事者参加型の取組とは？】

障害当事者とともに、バリアフリー対応の検討や社内研修などを行う取組

サポマネ研修全体に関する最新情報は
Webサイトをご確認ください

※二次元バーコードをクリックするとHPIに移動できます。



講師コラム

【講師】松本 江理(首都圏講師)

学生時代から進行性難聴で聴力が低下し、23歳でほとんどの音を失いました。それまで当たり前だった様々な音が聞こえなくなり、情報源は目からのみのため、常にアンテナを張り巡らせ、周囲をキョロキョロ見渡しながら生活しなければならぬ不便さと不自由さに、失聴当時は外出もままなりませんでした。

そんな私も、聞こえない時間の方が長くなってきて、また聴導犬というパートナーを得て、今では全国津々浦々、初めての場所でも公共交通機関を利用して1人でも出掛けるようになっていきます。

聴覚障害は外見では判別できないため、こちらからサポートをお願いしない限り、サポートを受けることが難しい障害です。また、音声が流れていることは目で見て分からないので、情報から取り残されていることに自分で気づくことができません。しかし、私は聴導犬と一緒にいることで、自分から名乗らなくても、周りの人に聞こえないということに気づいてもらうことができ、筆談や身振りを交えて対応していただくことができ、大変ありがたく思っています。

その一方で、研修などを通してサポートを必要とする人たちのことや聴導犬(身体障害者補助犬)について学ぶ機会のある交通事業者の皆様とは違い、一般の人々の理解はまだまだな面があります。なぜ電車やバスに(補助)犬がいるのか、なぜそこに手すりがあるのか、なぜそこに誘導ブロックがあるのか、なぜ信号機から音楽が流れるのか。知っていれば当たり前と思うことも、知らない人たちにとっては「おかしいこと」に見え、「不要なもの」に見え、「邪魔なもの」に見え、それが私たち障害者への非難や批判を生むことにも繋がります。交通事業者にとって、サポートを必要とする障害者等だけがお客様ではなく、むしろ一般の乗客の方が数も多く大切なお客様だと思います。私たち補助犬ユーザーが同伴拒否に遭う時の常套文句は「他のお客様の迷惑になるので」でした。今は、事業者の理解が進み、交通機関の利用で拒否されることはかなり減りました(残念ながらゼロではありません)。けれども、私たちが駅員さんのいる改札を堂々と通過してホームに入ることができても、次は、周りの乗客からの非難の目を、声を浴びることも起きてしまうのです。時には交通機関へのクレームなども生じてしまうかもしれません。

もちろん私たち当事者が社会に向け、啓発活動が続けていく必要はあります。それと同時に、交通事業者の皆様側が、サポートを必要としている人への接遇を学び身につけると並行して、多くの「他のお客様」への周知を進めていただければ、無用なトラブルやクレームの軽減につながるのではないのでしょうか。

私たちが社会生活を営む上で、交通は欠かすことができないものです。障害の有無にかかわらず、誰もが気持ちよく「公共」交通機関を利用することができるように、これからも交通事業者の皆様のご理解とご協力、そしてアクションをお願いしたいと思っています。



バリアフリーに関する最新トピック

「すぐわかる！障害者差別解消法 2024年版」を発行しました！

2024年4月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されました。改正障害者差別解消法の内容や、交通機関別に利用者が直面している状況とその解消のための対応方法、合理的配慮の好事例などを分かりやすく紹介しています。ぜひ、ご一読ください。

*この冊子は、エコモ財団のホームページで公開しています。

➡ https://www.ecomo.or.jp/barrierfree/sabekai/sabekai_top.html



公開ページ

参考

(公財)九州運輸復興センターが、『旅客航路事業者における障害のあるお客様への合理的配慮に関する事例集』を公開しました。旅客航路事業が対象ですが、合理的配慮の事例が分かりやすくまとめられています。ぜひ参考にぜひご一読ください。

事例集はこちら

